

【介護報酬改定の概要】 (通所介護・通所リハビリテーション)

○ 栄養マネジメント加算

低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が、看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合の加算を創設。

栄養マネジメント加算（新規） → 100単位／回 ※月2回まで。原則3ヶ月

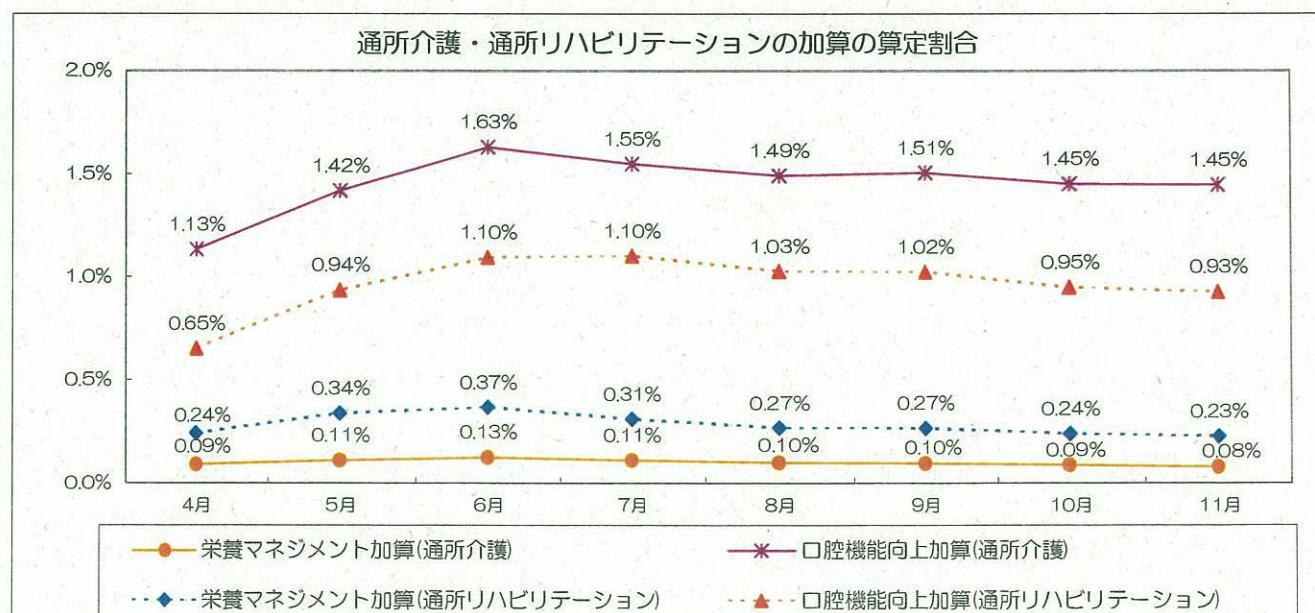
○ 口腔機能向上加算

口腔機能の低下している者又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合の加算を創設。

口腔機能向上加算（新規） → 100単位／回 ※月2回まで。原則3ヶ月

【介護報酬改定後の動向】

- 通所介護における栄養マネジメント加算の算定割合は、（平成18年4月）0.09%から（平成18年11月）0.08%に推移。
- 通所リハビリテーションにおける栄養マネジメント加算の算定割合は、（平成18年4月）0.24%から（平成18年11月）0.23%に推移。
- 通所介護における口腔機能向上加算の算定割合は、（平成18年4月）1.13%から（平成18年11月）1.45%に推移。
- 通所リハビリテーションにおける口腔機能向上加算の算定割合は、（平成18年4月）0.65%から（平成18年11月）0.93%に推移。



注) 算定割合は、各事業所のサービス回数に対する各加算の回数の割合である。

*介護給付費実態調査（平成18年度各月サービス提供分）